

## 限度額適用区分記載についての大切なお知らせ

高額療養費制度に該当する可能性のある下記の方は、療養補助金請求時に限度額適用区分の記載がないと、実質の自己負担額がわかりません。この場合には給付金計算ができず、給付が滞ります。ご注意ください。

70歳以上で3割負担  
(現役並み負担)の方  
(平成30年8月診療分以降)

ある月の窓口支払額合計が80,100円を超える場合

→適用区分 1・2・3 の記載

(厚生労働省の表ではI・II・III)

69歳以下の方  
(学校共済の方  
を除きます)  
(平成27年1月診療分以降)

1レセプトで57,600円(19,200点)を超える場合

→適用区分 ア・イ・ウ・エ・オ の記載

限度額適用区分は個人情報であるため、第3者には開示してもらえません(本会事務局から問い合わせても答えてもらえません)。ご本人から保険者(国保の場合は市町村、協会けんぽの場合は事業主)にお問い合わせいただき適用区分を記載してください。

- ☆ 70歳以上の方の場合、医療費が高額となる時は限度額が自動的に適用されていました。しかし、平成30年8月受診分からは限度額適用認定証を提示されない3割負担(現役並み)の方は、病院窓口で最も高い限度額での支払いが求められます。3割負担の方は、高額な医療費を支払う可能性が高まった場合、限度額適用認定証の交付を受けるように厚生労働省も推奨しているところです。
- ☆ 69歳以下の方も、高額な医療費を負担することになりそうな場合は積極的に限度額適用認定証の交付を受けてください。限度額適用認定証を窓口で提示すれば、該当する適用区分での医療費を支払うことになります。

入院などで  
高額な医療費  
の可能性

限度額適用認定証  
を取得

病院窓口で高額療養費制度が適用

限度額適用認定証がないと限度額の最高額が適用されます。申請によって還付されますが、時間と手間がかかります。